個人番号(マイナンバー)が必要な申請等について

	項目	内容	担当部署 /問合せ先
暮らし	カード 記載内容の 変更	住民異動(転入・転居・転出)又は戸籍届出(婚姻・離婚・養子縁組など)によるカード記載内容の変更 ※記載事項の変更が必要となりますので、通知カードまたは個人番号カード、住民基本台帳カードをご持参ください。	市民課 住民係 (☎0837(52)5230)
	市営住宅	市営住宅への入居申請/市営住宅入居者による収入申告	建設課 管理係 〔 ☎ 0837(52)1116〕
税金	市民税	市・県民税申告書の提出 給与支払報告書の提出 公的年金等支払報告書の提出 軽自動車税減免申請書の提出	税務課 市民税係 (☎0837(52)5234)
	固定資産税	相続人代表者指定届の提出/償却資産申告書の提出/固定資産税減免申請書の提出	税務課 固定資産税係 〔☎0837(52)5234〕
子育て	給付や届出	児童手当の新規認定請求/児童扶養手当に関する申請/特別児童扶養 手当に関する申請/幼稚園・認定こども園・保育所・小規模保育への 入所申込み乳幼児福祉医療に関する申請/ひとり親家庭福祉医療に関 する申請	地域福祉課 地域子育で支援室 [☎0837(52)5228]
		母子健康手帳の交付申請(妊娠届出)/低体重児出生の届出/未熟児 養育医療の給付申請	健康増進課 保健係 [☎0837(53)0304]
介護保	介護保険	介護認定・更新・区分変更の申請/被保険者証等の再交付の申請 /負担割合証の再交付の申請/負担限度額認定の申請/負担限度額認 定証の再交付の申請/高額介護サービス費の支給申請/特定福祉用具 購入費の支給申請/住宅改修費の支給申請/受給資格証明書交付申請 /居宅サービス計画作成依頼(変更)届/利用者負担額減額・免除申 請	高齢福祉課 介護保険係 (☎0837(52)5229)
険・福祉	福祉	身体障害者手帳に関する申請/特別障害者手当・障害児福祉手当・福祉手当に関する申請/障害者総合支援法に基づく補装具費に関する申請/障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスに関する申請/精神障害者保健福祉手帳に関する申請/自立支援医療(更生医療・育成医療・精神通院医療)に関する申請/障害児通所支援(就学前・就学後児童)に関する申請/重度心身障害者福祉医療に関する申請 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金に関する申請	地域福祉課 障害福祉係 [☎0837(52)5227] 地域福祉課 地域福祉係 [☎0837(52)5228]
		生活保護に関する申請	地域福祉課 保護係 〔☎0837(52)5227〕
保健・	国民 健康保険	加入・脱退/修学や施設入所のための市外転出/被保険者氏名、被保険者世帯、住所、世帯主の変更/療養費、食事差額、移送費、高額医療費、高額介護合算療養費の支給申請/第三者行為による被害の届出/被保険者証/高齢受給者証/被保険者資格者証の再交付申請/限度額適用認定証/限度額適用・標準負担額減額認定証/特定疾病療養受領証の交付・再交付を申請/一部負担金の免除等申請/基準収入額適用申請	市民課 保険年金係 〔☎0837(52)5231〕
寮	後期高齢者 医療	加入・脱退(75歳到達の人を除く)/被保険者証の再交付申請 /特定疾病療養受療証、限度額適用・標準負担額減額認定証の交付・ 再交付申請・基準収入額適用申請/高額療養費や補填具等の療養費の 支給申請・食事代・一部負担金差額支給申請・高額介護合算療養費支 給申請	市民課 保険年金係 〔☎0837(52)5231〕

※手続によって個人番号の記入・提示が必要になる時期は違います。詳しくは担当部署までお問い合わせください。

窓口での本人確認について

他人のなりすまし等を防止するため、本人確認は厳格に行うことになっています。本人確認には「番号確認」と「身元確認」が必要となります。

個人番号(マイナンバー)カードなら1枚で両方の確認ができますが、お持ちでない場合は、通知カード+運転 免許証又はパスポート等をお持ちください。

マイナンバー取得の際の本人確認では、番号確認と身元確認を行います。



身元(実在)の確認(番号の正しい持ち主であることの確認)



個人番号(マイナンバー)カード

等



通知 カード 住民票 (番号付き) 運転 免許証

or パスポート

等

※ 上記が困難な場合 は、過去に本人確認の 上で作成したファイルの 確認



※ 上記が困難な場合は、健康保険の 被保険者証と年金手帳などの2以上 の書類の提示

1

等

※ 雇用関係にあるなど、人違いでない ことが明らかと個人番号利用事務実 施者が認めるときは、身元(実存)確 認書類は要しない

注意!!個人番号(マイナンバー)制度に便乗した不正な勧誘 及び個人情報の取得にご注意ください。

個人番号(マイナンバー)の通知や利用、個人番号(マイナンバー)カードの交付等の手続で、国の関係省庁や 市役所等が、口座番号や口座の暗証番号、所得や資産の情報、家族構成や年金・保険の情報等を聞いたり、お金や キャッシュカードを要求したりすることは一切ありません。

また、ATMの操作をお願いすることも一切ありません。

こうした内容の電話や手紙、訪問には絶対応じないでください。

●個人番号(マイナンバー)の制度全般に関する問合せ先

マイナンバー総合フリーダイヤル〔20120(95)0178〕 (無料)

開設時間:平日 9時30分~20時

土日祝 9時30分~17時30分